



三角 良人 議長

12月  
定例会

# 災害に備えたまちづくり

平成28年第4回定例会は、12月5日から9日までの5日間で行われ、審議の結果、提案された議案16件および議員提出議案1件を原案のとおり可決・承認しました。

## 城山区に防災施設を建設

平成28年度一般会計補正予算(第4号)  
4億1837万円を増額 総額96億7328万円(賛成多数で可決)

城山防災会館(仮称)

建設工事設計監理業務委託料  
512万円



生まれ変わる城山区公民館

### 災害に備え

城山区公民館は、昭和57年に城山区親子文庫として建設されました。災害時の避難場所に指定されていますが、建築から34年が経過して老朽化し、木造で耐震構造ではありません。

また、城山区には、土砂災害警戒区域があることや、65歳以上の割合が39.3%と、高いことから、

現在の公民館を防災拠点としても利用できる施設に整備することとなりました。

### 地元の寄付と起債を財源に

地元からの寄付金と交付税措置がある起債を財源として、来年度にかけて整備される計画です。

今回の補正予算では、設計監理業務委託料の28年度分(建設および解体設計業務)として512万円が計上されました。

※起債：地方公共団体の借金である「地方債」を起すこと

### 町の防災力向上に期待

須恵町には、現在、3つの防災施設があります。27年度には、中部防災センター(仮称)用地を取得。さらに城山区に防災拠点が整備されることで、町全域の防災力の向上、地域住民の安全の向上が図られるものと期待します。

### 充実する須恵町の防災施設

- ① 須恵町 防災センター (役場敷地内)
- ② 東部地域 防災センター (佐谷区)
- ③ 防災倉庫 (旭ヶ丘区)
- ④ 中部 防災センター (須恵区)  
※用地取得済み
- ⑤ 城山防災会館 (建設予定(仮称))



すべてのページにおいて、金額は1万円未満を切り捨てています。

## 国民健康保険制度が変わります！

■ 須恵町国民健康保険条例の一部改正(賛成多数で可決) 平成30年度から

須恵町国民健康保険条例の一部が改正されました。

法律の改正に伴い整備されるもので、内容は大きく2点です。

- ① 国保税率の改定
- ② 外国人居住者等の所得に対する相互主義の採用

### 赤字が続く須恵町国保

須恵町国保の一人あたり医療費は福岡県トップクラスで赤字続きです。これまでは、赤字部分を一般会計から補ってききました。

### 国保の財政運営主体が県へ

現在、国が進めている国保制度改革では、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が、町から県に移ります。

それに伴い、県が財政均衡を図った保険税率を町に提示するようになり、大幅に保険税率が上がる予想されています。

そこで、平成30年度に県が提示する国保税率と現在の税率差の縮小および一般会計からの赤字繰入の解消が必要となりました。

### 資産割を廃止

短期的には国保税率を上げなければなりません。負担増になる方と負担を減らす方のバランスを考えて改定されています。

税額の要素のうち、所得割均等割・平等割は増加することになります。資産割を廃止します。

### 町長への建議書

平成28年6月から国民健康保険運営協議会で国保事業の財政運営について審議が重ねられ、10月末に町長へ「建議書」が提出されました。その内容が反映された条例改正です。



10月25日 建議書提出  
国保運営協議会会長(今村桂子議員)から中嶋町長へ

建議書の  
詳細は  
こちら

広報すえ  
12月号14ページ



平成30年度の制度改革に向け、今後も収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みへの努力が続け、須恵町の国保加入者の健康が守られる医療制度を目指して、取り組んでいく必要があります。